

評価結果	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	返還・譲渡率は、引取り数が分母、返還・譲渡数が分子であるため、引取り数が減少し、返還・譲渡数が向上すれば譲渡・変換率は向上する。 また、引き取った動物に係る対応は、返還・譲渡又は殺処分のいずれかであるため、返還・譲渡数が向上することで殺処分数は減少する。 この点、動物取扱業の適正化や終生飼養を含む動物の所有者の適正飼養につながる普及啓発等により、引取り数が減少したと考えられる。 その上で、都道府県等が引き取った犬及び猫の返還・譲渡を促進するため、都道府県等が行う収容施設や譲渡施設の整備等に対して費用の補助を行ったほか、譲渡に適さない犬及び猫の馴化等に関し、自治体職員等を対象にした適正譲渡講習会を開催したことで、譲渡・返還数が向上したと考えられる。 その結果、殺処分数についても、引き続き減少傾向を維持することができた。			
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	自治体に引き取られた犬及び猫の返還・譲渡率の向上並びに殺処分数の減少は、動物の愛護及び管理に関する各種施策の効果が複合的に現れた結果であるから、施策の目標として適切だと考えており、変更しない。 今後も引き続き各種施策を実施していくとともに、動物愛護管理基本指針の改正の際に、新たな目標について審議会等の意見を聞きながら検討する。		
		【測定指標】	測定指標1について、現在の測定指標により、施策の効果・有効性を適切に測定できていると考えていることから、変更しない。 動物愛護管理基本指針の見直しまでの間、新たな指標として「自治体における犬及び猫の殺処分数の減少（減少傾向維持）」を追加する。		
学識経験を有する者の知見の活用	令和8年度第1回環境省の政策評価に関する有識者会議において、「自治体における犬及び猫の殺処分数の減少」では、R12年で2.0万頭とずいぶん先の目標をすでに達成されているように伺え、達成されているならば、早めに目標の見直しをしていかないといけないと思う。新たな目標を設定すべき。」との御指摘があった。これを受けて、R8年度事前分析表において、動物愛護管理法第5条に基づく動物愛護管理基本指針の見直しまでの間、新たな指標として「自治体における犬及び猫の殺処分数の減少（減少傾向維持）」を追加する。 ＜参考：施策の実施における活用状況＞ 中央環境審議会動物愛護部会において、動物愛護管理施策の進捗状況を報告するとともに、委員からの意見を踏まえ、施策を実施・検討している。 令和7年度においては、主に「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」の改正及び「人とペットの災害対策ガイドライン」の改訂について、意見を聴取した。	SDGs目標との関係	【主な目標】 犬及び猫の返還及び譲渡を促進するに当たり、災害時における動物の一時預かり拠点施設としても活用される自治体の動物収容・譲渡施設の新改築等の事業を支援することを通じて、目標11「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献できた。 また、犬及び猫の返還及び譲渡の促進に当たっては、人と動物の共生パートナーシッププロジェクト「つなぐ絆、つなぐ命」の枠組みでパートナーシップを締結している企業等とも協力を実施し、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 動物取扱業の適正化を通じ、動物の販売時等において、人と動物の共通感染症についての正しい情報が広まることその他の普及啓発を通して、人と動物の共通感染症についての理解が促進されることで、目標3「すべての人に健康と福祉を」の実現に寄与することが期待される。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	環境省とりまとめ「動物愛護管理行政事務提要」（令和7年度版） https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/statistics/gyosei-jimu_r07.html				